

○岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成25年3月29日

市規則第96号

改正 平成27年3月31日市規則第98号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第83号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 条例第35条（条例第56条、第61条及び第70条において準用する場合を含む。）及び第72条（条例第88条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかの事業若しくは施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者又は社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者とする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所の事業

(2) 次に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号）の事業又は施設

ア 介護保険法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設

イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業

ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校又は同

法第 8 1 条第 2 項に規定する特別支援学級

(4) 次に掲げる行政機関の事業

ア 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 2 条に規定する児童相談所

イ 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 1 条第 1 項に規定する身体障害者更生相談所

ウ 知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 1 2 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター

オ 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 4 条第 1 項に規定する福祉に関する事務所

カ 地域保健法（昭和 2 2 年法律第 1 0 1 号）第 5 条に規定する保健所

(5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 1 4 年法律第 1 6 7 号）第 1 条に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(6) その他市長が特に認める事業又は施設

(機能訓練指導員)

第 3 条 条例第 3 9 条第 4 項及び第 5 2 条第 4 項に規定する規則で定める者は、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は言語聴覚士であつて日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有するものとする。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日において現に社会福祉法第 2 条に規定する事業でないもののうち、旧社会福祉法（平成 1 7 年 4 月 1 日から施行日前までの間において施行された社会福祉法をいう。）第 2 条の規定により社会福祉事業であった事業については、第 2 条各号（同条第 6 号を除く。）に規定する事業と同等のものとみなして同条の規定を適用する。

附 則（平成 2 7 年市規則第 9 8 号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。